

福島県 川俣町

(基本方針)

川俣町は、計画的避難区域に指定されている山木屋地区を除き、復旧は概ね平成23年度に完了している。

山木屋地区については、河川、道路などへの被害調査及び復旧が不十分であるなど、住民が安全に帰還するための措置が取られていない状況にある。そのため、インフラなどの安全確認及び復旧を行うとともに、診療所、学校などの公共施設の復旧に向け、迅速に対応していく必要がある。

また、除染や放射線管理の進展がインフラ復旧の前提であるため、徹底した除染とその後のモニタリングが必要不可欠である。

1. 河川

○県管理河川

① 河川状況

計画的避難区域内の河川数（県管理河川）	1 河川
うち被災した河川（工区）数	1 河川 1 箇所
うち応急対策を実施した河川（工区）数	0 河川 0 箇所
うち本復旧を実施する河川（工区）数	0 河川 0 箇所

②復旧の予定

復旧箇所の放射線量が高く、掘削残土の移動を地区外に出来ない。また、残土処分地の見通しが立っていないことから事業は未着手となっている。

今後、処分方法が決定次第、復旧工事を実施する。

③平成24年度の成果目標

残土処分方法が決定次第、復旧工事の着手を目指す。

○町管理河川

山木屋地区の河川については、地区が計画的避難区域に指定され、地震による詳細な被害の把握ができていない。現地調査を行い被害が確認されれば復旧に向けて対応する。（普通河川：町）

2. 道路

【町管理道路】

道路については、被災状況調査を平成23年度に実施しており、68路線で地震による被害が確認された。そのうち、平成23年度に66路線106箇所の復旧工事が完了している。

未復旧箇所は、計画的避難区域に指定された山木屋地区の2路線2箇所あり、町道向出山・広久保山線は、平成23年度に調査・査定済みで、また、町道坂下・坂下向山線は、平成23年度に調査済みであり、両路線とも平成25年度に復旧工事完了予定である。

3. 農地・農業用施設

計画的避難区域に指定された山木屋地区の農地及び農業用施設は、避難により十分な維持管理ができないため、平成26年3月までに被災状況調査を実施し平成27年3月までに復旧工事完了予定である。また、畜産業施設は平成24年10月までに調査・設計を実施し、平成25年3月までに復旧工事完了予定である。

被害のあった林道花塚線及び林道箆ノ作南線は平成23年度に復旧工事を完了した。

4. 文教施設

【教育施設】

文教施設の災害復旧については、計画的避難区域に指定されている山木屋地区を除き、平成23年度に被災した小・中学校校舎、体育館、プール等に係る災害復旧工事を完了している。また、山木屋地区の小・中学校施設災害復旧については、平成26年度に復旧工事完了予定である。

①山木屋小学校

山木屋小学校については、平成23年度に被災状況調査を実施し、地震による校舎渡り廊下ジョイント部分の破損、教室等の亀裂、校庭及び周辺の地盤沈下、通路の崩落等が確認されている。平成23年度は校庭及び敷地周辺に係る調査・設計を完了している。また、平成24年度は校舎の災害復旧に係る調査・設計を完了し、平成26年度に復旧工事完了予定である。

②山木屋中学校

山木屋中学校については、平成23年度に被災状況調査を行い、校舎については特に被災箇所は認められなかったが、体育館は基礎部分等に亀裂が入っており老朽化も伴い改築が必要な状況と見込まれており、復旧のあり方等について検討する必要がある。

【公民館】

小神公民館は、敷地の液状化及び建物本体・設備等が半壊状態となり施設の使用が不能となったため、平成23年10月までに、地質調査及び実施設計を完了し、平成24年8月に新築工事を完了した。

5. 保健・福祉・医療施設

計画的避難区域に指定されている山木屋地区の診療所は、震災の影響により壁に亀裂が入るとともに、浄化槽・暖房機等が破損している。また、老朽化も進んでおり、復旧のあり方等について検討する必要がある。

6. 役場庁舎

役場庁舎の復旧については、震災により改築に相当する被害を受け、仮庁舎での業務を余儀なくされていることから、防災拠点の確保、効率的な行政運営、町民の利便性向上のため、新庁舎を建設する。

旧庁舎の解体工事は、平成25年3月までに完了を予定している。また、新庁舎の設計は、平成25年3月から着手し平成26年3月までに完了予定であり、建設工事は、平成26年4月に着手し平成27年9月までに新庁舎建設完了予定である。

7. 公営住宅

農村広場応急仮設住宅は平成23年6月に完成。また町体育館応急仮設住宅及び中山工業団地応急仮設住宅第一・第二も平成23年7月に完成し入居している。

町営住宅は、平成23年度に調査済みであるが、計画的避難区域に指定された山木屋地区の町営住宅については、合併浄化槽が破損している状況であるため、住民帰還に合わせて復旧する予定である。

8. 除染

町による避難区域以外(生活空間)の除染、及び国による避難区域(生活空間及び農地)の除染は平成25年度に完了予定である。その後は、事後モニタリング等により対応を検討する。

(市町村計画)

避難区域以外は、すでに策定された町の除染計画に基づき実施する。避難区域外の農地除染については、現在、ゼオライトを使用した放射性物質の農作物への移行を防ぐ手法を実施中である。

山林・溜池・河川については、現在除染手法について検討段階であり、確定すれば速やかに実施する予定である。

除染廃棄物の保管は、仮置場を設置し中間貯蔵施設搬入までのおよそ3年間を管理する予定である。

(国計画)

平成24年11月に策定された「特別地域内除染実施計画(川俣町)」に基づき、事業を実施。(参考) <特別地域内除染実施計画(川俣町)>

http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=20480&hou_id=15570

9. 災害廃棄物処理（対策地域内廃棄物処理）

① 災害廃棄物発生状況

- ・昨年度の現地踏査では被災家屋の状況を確認。

② 事業実施予定

- ・現在処理方針について、町と調整中。
- ・対策地域内廃棄物処理計画に則り、25年度中の処理を目指すものとするが、この目標については、除染廃棄物の処理の状況を踏まえ、適宜見直すものとする。

●→ :工程が見込めるもの

●---→ :工程が現時点で見込みにくいもの

平成24年12月現在

事業	整備主体	被災／稼働状況	H24年度				H25年度				H26年度				H27年度以降	備考・ポイントなど
			4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
文教施設																
山木屋小学校	町	校舎渡り廊下ジョイント破損、教室等亀裂、校庭及び敷地内周辺地盤沈下	●→ 調査・設計				●---→ 査定・工事									
山木屋中学校	町	体育館の基礎部分等の亀裂					●---→ 改築検討									
小神公民館災害復旧工事	町	建物被害(半壊)	●→ 復旧工事												平成24年8月復旧完了	
保健・福祉・医療																
山木屋診療所	町	大震災の影響により壁に亀裂が入り、使用不可能な状況である。また、浄化槽・暖房機等の設備についても使用不可能な状態である。					●---→ 調査・設計				●---→ 改築検討					
役場庁舎																
新庁舎建設	町	柱や耐力壁に甚大な被害を受け、使用不可能となり、仮庁舎に移転	●→ 調査・設計				●→ 解体	●→ 設計				●→ 工事				
公営住宅																
仮設住宅	町	農村広場応急仮設住宅													平成23年6月完成	
仮設住宅	町	町体育館応急仮設住宅													平成23年7月完成	
仮設住宅	町	中山工業団地応急仮設住宅第一・第二													平成23年7月完成	
町営住宅(山木屋地区)	町	給排水設備(合併浄化槽)の破損1戸										●---→ 工事				平成23年度に調査済み 住民帰還に合わせ復旧する

●→ :工程が見込めるもの ●---→ :工程が現時点で見込みにくいもの

事業	整備主体	被災／稼働状況	H24年度				H25年度				H26年度				H27年度以降	備考・ポイントなど	
			4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月			
除染																	
先行除染 (国事業)	国	実施済み	●→														中学校、公民館、小学校、幼稚園
特別地域内計画	国	H24年8月 特別地域内除染実施計画策定			●---→ 特別地域内除染実施計画に基づく事業												除染後、事後モニタリング等により対応を検討する。
仮置場 (国事業)	国				●---→ 仮置場設置												
川俣町内除染 (町事業 生活空間)	町	平成25年度完了予定		●→ 除染							●---→ 事後モニタリング等					事後モニタリング後にホットスポット対策を実施し、再除染について検討する	
川俣町内除染 (町事業 山林・溜池・河川)	町	未定									●---→ 除染					手法の検討中	
川俣町内仮置場設置 (町事業)	町	平成25年度設置完了 平成26年度以降管理委託		●→ 調査・設置工事						●→ 管理委託					管理委託は除染廃棄物保管開始から中間貯蔵施設へ搬入開始するまでの期間		
川俣町内農地除染 (町事業)	町	平成24年度実施	●→ 除染				●---→ 除染								ゼオライト散布による放射性物質移行を防ぐ措置		
災害廃棄物処理																	
災害廃棄物処理	国	・昨年度の現地踏査では被災家屋の状況を確認。	●---→				●---→				●---→					用地の確保、関係者の了解が前提	